

けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成22年12月 第11号



目 次

＊ 遺産分割・離婚	2	＊ 事務員紹介	4
＊ 法教育	3	＊ 編集後記	4
＊ 暮らしに役立つ豆知識	3		

事務所 理念

法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします。

私達は、この事務所理念のもと、皆様に身近な事務所でありたいと思っています。今回は、遺産分割と離婚というテーマについて取り上げました。

遺産分割



弁護士
小堀 秀行

人が死亡すると相続が発生します。遺言があれば、遺言のとおりに相続がなされます。遺言がない場合には相続人全員で遺産分割の協議を行う必要があります。そして、意見が一致すれば、遺産分割協議書を作成して、不動産の名義変更などを行います。

遺産分割に当たっては、まず、遺産の全容を把握する必要があります。現金、預金、有価証券、不動産などのプラスの財産の他、借入金や保証債務などマイナスの財産も遺産です。保険金は保険契約により受取人が直接受け取るものであり、遺産に含まれないのが通常です。

遺産内容がハッキリしたならば、次に相続の割合を決めることになりますが、法定相続分が基準となります。その上で、生前に贈与を受けた財産は特別受益とし、遺産の維持・増殖に貢献がある場合は寄与分として、それぞれ相続分の修正を行い、最終の相続分が決まります。そして、具体的に誰がどの財産を取得するかの話し合いになります。

相続人の間で遺産分割の協議がまとまらない場合には、家庭裁判所の調停を利用することとなります。調停とは民間の調停委員が相続人の意見を個別に聞き調整を行うものです。数ヶ月で調停が成立することもありますが、何年かかることもあります。

調停を重ねても意見の対立が大きく成立の見込みがない場合には、裁判官の審判により遺産を分けることになります。

審判が出た場合でも、その内容に不服があるときは、高等裁判所に即時抗告することができます。

このように遺産分割には大変な労力が必要であり、子供達に無用の紛争を残さないためにも、生前に遺言を作成されることをお勧めします。

離 婚



弁護士
浮田 美穂

現在、3組に1組は離婚すると言われていますが、これは40年前の約4.5倍になるそうです。

離婚をするとあっても、お互いの話し合いにより離婚をする協議離婚、家庭裁判所で第三者である調停委員を交えて話し合いにより離婚をする調停離婚と、裁判によって離婚をする裁判離婚とがあります。

厚生労働省では、このような離婚の種別についての統計をとっています。

平成20年における協議離婚の割合は、約90%です。

また、県別の協議離婚の割合も発表されており、協議離婚の割合が低い順に山形県、島根県、石川県となっています。

石川県の協議離婚の割合が低いといつても、84.1%の人は協議離婚だそうです。

協議離婚をするときに、どのようなことに気をつけたらいいかという相談を受けることが多いので、今回は、協議離婚で気をつけることを書きたいと思います。

協議離婚自体は、離婚届を役所に提出することで成立します。子どもがいる場合、親権者を誰にするかを決めて、離婚届に記載しなければなりませんが、養育費については、記載するところはありません。

養育費を取り決めても途中で払われなくなることが多いと聞いて、最初から諦めている方も多いですが、きちんと取り決めをして、公正証書(公証人役場で作成する文書)を作成しておけば、強制執行することが可能になります。

養育費の額は、双方の収入状況によって目安となる金額がありますので、もらわれる方も、支払われる方も、ご不明な場合は、お気軽にご相談下さい。

年金分割については、分割割合を公正証書で取り決めておかないと平成20年3月までの標準報酬額については分割になりませんので、注意が必要です。

もちろん、調停を起こしてそこで取り決めした場合も同様の効力が生じます。

紙面の都合で、今回は、これだけにしたいと思いますが、また、機会がありましたら、他の問題点についても説明したいと思います。

法教育



みなさんは「法教育」という言葉を聞いた事はありますか？

法教育と聞くと民法などの細かな法律について勉強する事のように思ってしまいますが、どうやらそうではないようです。

今回は中学校で法教育の授業なども行っている森岡弁護士に説明してもらいたいと思います。



弁護士
森岡 真一

平成22年10月15日、富山県にて、中部弁護士連合会が主催する「法教育」に関するシンポジウムが開催されました。

法教育とは、単に法律の知識を学ぶのではなく、その法律の背景にある正義・公平・自由などの考え方を学ぶというものです。

一般的に、「法律」というと、「堅い」「難しい」「自分には縁遠いもの」というようなイメージが持たれてきました。また、子どもが法律を学ぶと、法の抜け道を探したり、ずるがしこくなったりして良くない、と思われているところもありました。

しかし、法は、私たちが社会で生活していく上でなくてはならないものです。また、法律とは、本来、相手を攻撃したり、陥れたりするためのものではありません。

「法教育」で学ぶべき「法」というのは、個別具体的な法律ではなく、法の背景にある考え方、法の精神です。法の精神とは、正義、公平、公正という考え方です。もっと、かみ砕いて言うと、「ひとりひとりを大事にすること」「自分も相手をも尊重すること」とも言うことができます。

法の精神を学ぶことにより、お互いがお互いを尊重しあって、より住みよい社会にしていくことが出来ると考えています。

豆知識でも説明したいと思います。

暮らしに役立つ

豆知識

No.10

法教育って、なに？

ろく美：「法教育」って、どういうことなの？なんか、堅くて、難しそう。

けん爺：それは違うぞ。法教育というのは、民法とか刑法とか、具体的な法律を学ぶこととは少し違うんじゃない。

ろく美：そうなの？私が高校生の時に、クレジットカードの使い方の注意点を勉強したけど、そういうもの？

けん爺：確かに、そういうことも大事なことじゃ。でも、そういう消費者教育とも、少し違うんじゃないよ。

ろく美：えー？じゃあ、何をするの？

けん爺：なかなか一言で説明するのは難しいが、法の背景にある精神を学ぶということなんじゃ。

ろく美：法の背景にある精神って、何？

けん爺：正義、公平、公正といったものじゃよ。

ろく美：えー？ そうなの？ 法律って、相手を訴えるためにあるものだと思っていたけど。

けん爺：そう思っている人は多いじゃろうな。でも、法律は、人を攻撃したり、陥れるためにあるのではない。たくさんの人人がよりよく暮らしていくためのルールを作っているものなのじゃよ。

ろく美：確かに、ルールは必要だね。

けん爺：そのルールを破ることがあったら、それは制裁を受けることになる。だが、そういうルールを作るときの背景にあるのが、正義、公平、公正という考え方なんじゃ。

ろく美：ふーん。それも、そうかもしれないね。

けん爺：その法の精神を学ぶのが法教育じゃ。

ろく美：法教育の意味はわかったわ。でも、そんなこと、どうやって勉強するの？

けん爺：それについては、また、次回に話をしよう。

ろく美：次回に続くって、初めてだね。



事務員自己紹介



長嶺 隆 事務局長

法律事務職に就いてからもう20年近くになります。これまで仕事を通していろいろな人の人生模様を見てきましたが、一番に思うのは「人生苦なり」ということです。バブル崩壊後低迷し続ける日本経済ですが、ちょうど私がこの仕事を始めた時とバブル崩壊時期が重なり、破産事件を多くやってきたため余計にそう思うのかもしれません。

私たち事務職の仕事は、そんな大変な状況に置かれている人たちの精神的負担を少しでも軽くすることだと思っています。それには「明るい挨拶」、「迅速な対処」、「分かりやすい説明」が大切です。職員一同心がけて、力を合わせて弁護士をサポートしていきたいと思います。



村松 由季子

時々、本屋に行って値段はあまり考えず、買いたいと思う本を何冊か買って斜め読みをするのが、ストレス解消になっています。最近買った本に、こういう事が書かれていました。「隣人を愛せよ。このような言葉を聞いてもおおかたの人は、自分の隣人の隣に住む人あるいはもっと遠くに住む人を愛そうとする。なぜならば、自分の隣人はうざったいからであり、愛したくないからである。にもかかわらず、遠くの人を愛することで、自分は隣人愛を実践していると思い込む。・・・」一人一人が、もっと身近な人を大事にすれば、社会全体はもっと幸福になるのかもしれない。まずは、自分が身近な人を大事にしてゆこうと心がける事。それが事務所の理念である「法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします」に、繋がってゆくのではないか。車のキーにつけているとなりのトロのぬいぐるみを見ながら、まずは、心がけからかなあとと思いました。難しいことですが、千里の道も一步から、努力したいと思います。

日高 功志

入所して約3年になります。主に債務整理の事務処理を担当しています。資格はまだありませんので、法学検定など、法律関係の資格をこれから取得していきたいと思っています。趣味は映画鑑賞、ドライブ、アウトドア全般などです。仕事をしていますと、日々知らないことの連続ですので、もっといろんなことを勉強しなければと思っています。依頼者の方に心から満足して頂けるよう、精進したいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願ひ致します。



編集後記

雷がなり始めると、いよいよ冬が来たなあと感じます。太平洋側出身の私は最初ビックリしましたが・・・(>_<)あちらでは、雷といったら夏の風物詩です。同じ日本でも気候がいろいろ違っておもしろいですね。